

# 議第44号 呉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 制定について

## 1 制定の趣旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」といいます。）の一部改正（令和6年法律第47号による改正）に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものです。

なお、今回の条例制定において、国の基準をそのまま適用する規定とすることにより、改正漏れによる違法状態が生ずることを防止するとともに、改正作業の簡素化・効率化を図ることとします。

※ 乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）

0歳6か月から満3歳未満の未就園児が、保護者の就労要件を問わず月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で保育所等を柔軟に利用できる新たな通園給付事業です。実施方法は、保育所等で定員を別に設け、在園児と合同又は専用室を設けて受け入れる一般型と、保育所等の空き定員の枠を活用して受入れを行う余裕活用型の2種類があります。

## 2 条例の内容

改正後の法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「国の基準」といいます。）に従うなどし、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めます。

## 3 国の基準の主な内容

### (1) 条例で定める基準と乳児等通園支援事業者（第4条）

ア 乳児等通園支援事業者は、条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければなりません。

イ 条例で定める基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者は、条例で定める基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはなりません。

### (2) 乳児等通園支援事業者の一般原則（第5条）

ア 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければなりません。

イ 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければなりません。

ウ 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければなりません。

エ 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければなりません。

オ 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければなりません。

カ 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければなりません。

### (3) 乳児等通園支援事業者と非常災害（第6条）

ア 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（イの訓練を除きます。）をするように努めなければなりません。

イ 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければなりません。

### (4) 安全計画の策定等（第7条）

ア 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」といいます。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければなりません。

イ 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、アの研修及び訓練を定期的実施しなければなりません。

ウ 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければなりません。

エ 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとします。

### (5) 自動車を運行する場合の所在の確認（第8条）

ア 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければなりません。

イ 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（安全装置を装備しなくても確実に児童の所在確認が行われると考えられる座席が2列以下の自動車等を除きます。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いてアに定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限ります。）を行わなければなりません。

### (6) 乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件（第9条）

乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を

備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければなりません。

**(7) 乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等（第10条）**

ア 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければなりません。

イ 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければなりません。

**(8) 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準（第11条）**

乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができます。

**(9) 利用乳幼児を平等に取り扱う原則（第12条）**

乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはなりません。

**(10) 虐待等の防止（第13条）**

乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはなりません。

**(11) 衛生管理等（第14条）**

ア 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければなりません。

イ 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければなりません。

ウ 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければなりません。

**(12) 食事（第15条）**

乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含みます。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければなりません。

**(13) 乳児等通園支援事業所内部の規程（第16条）**

乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければなりません。

ア 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

イ その提供する乳児等通園支援の内容

- ウ 職員の職種，員数及び職務の内容
- エ 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- オ 保護者から受領する費用の種類，支払を求める理由及びその額
- カ 乳児，幼児の区分ごとの利用定員
- キ 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- ク 緊急時等における対応方法
- ケ 非常災害対策
- コ 虐待の防止のための措置に関する事項
- サ その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

#### (14) 乳児等通園支援事業所に備える帳簿（第 17 条）

乳児等通園支援事業所には，職員，財産，収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければなりません。

#### (15) 秘密保持等（第 18 条）

ア 乳児等通園支援事業者の職員は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはなりません。

イ 乳児等通園支援事業者は，職員であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように，必要な措置を講じなければなりません。

#### (16) 苦情への対応（第 19 条）

ア 乳児等通園支援事業者は，その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければなりません。

イ 乳児等通園支援事業者は，その行った乳児等通園支援に関し，市町村からの指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければなりません。

#### (17) 乳児等通園支援事業の区分（第 20 条）

ア 乳児等通園支援事業は，一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とします。

イ 一般型乳児等通園支援事業とは，乳児等通園支援事業であってウに定めるものに該当しないものをいいます。

ウ 余裕活用型乳児等通園支援事業とは，保育所，認定こども園（就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」といいます。）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいい，保育所であるものを除きます。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除きます。以下同じ。）を行う事業所において，当該施設の利用定員に空きがある場合，当該利用定員を上限として，乳幼児の受入れを行う事業をいいます。

#### (18) 一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準（第 21 条）

一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業

所」といいます。)の設備の基準は、次のとおりとします。

ア 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

イ 乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児一人につき1.65平方メートル以上であること。

ウ ほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児一人につき3.3平方メートル以上であること。

エ 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

オ 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

カ 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児一人につき1.98平方メートル以上であること。

キ 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

ク 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」といいます。)を2階に設ける建物は、次の(ア)、(イ)及び(カ)の要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の(ア)から(ク)までに掲げる要件に該当するものであること。

(ア) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

(イ) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備

		3 屋外設備
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

- (ウ) (イ)に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
- (イ) 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除きます。以下この(エ)において同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
- a スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
- b 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (オ) 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- (カ) 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

(キ) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

(ク) 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

#### (19) 一般型乳児等通園支援事業所の職員（第22条）

ア 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含みます。）を修了した者（以下「乳児等通園支援従事者」といいます。）を置かなければなりません。

イ 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき一人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき一人以上とし、そのうち半数以上は保育士とします。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1か所につき二人を下ることはできません。

ウ 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければなりません。ただし、次の(ア)又は(イ)に該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を一人とすることができます。

(ア) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」といいます。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限ります。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(イ) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

#### (20) 余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準（第25条）

余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」といいます。）の設備及び職員の基準は、次のアからエまでに掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該アからエまでに定めるところによります。

ア 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）

イ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準

ウ 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）

エ 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

**(21) 乳児等通園支援の内容（第23条）**

乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければなりません。

**(22) 保護者との連絡（第24条）**

乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければなりません。

**(23) 電磁的記録（第27条）**

乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、国の基準の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます。）により行うことができます。

**4 市の考え方**

**(1) 国の基準との変更点**

項目	内容	理由
一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準（第21条） 余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備の基準（第25条）	国の基準では、乳児又は満2歳未満の幼児一人当たり、乳児室の面積は1.65平方メートル、ほふく室の面積は3.3平方メートルとなっていますが、いずれも3.3平方メートルとします。	ほふくを始めた乳児にも、ほふく室と同等の面積を確保できるようにします。また、同様の基準を設けている広島県条例との整合性を図ります。

**(2) 基準の設定**

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めるに当たり、市町村が従うべき基準又は参酌すべき基準は、次の表のとおりです。

本市の実情に、前号の変更点を除き国の基準と異なる基準とすべき事情や特性がないため、前号の変更点以外は、国の基準を呉市の基準とします。

国の基準	主な事項
------	------

従うべき基準	安全計画の策定等（第7条） 自動車を運行する場合の所在の確認（第8条） 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準（乳児等通園支援事業者（市町村長の監督に属する乳児等通園支援事業をいう。）の職員に係る部分に限る。）（第11条） 利用乳幼児を平等に取り扱う原則（第12条） 虐待等の防止（第13条） 食事（第15条） 秘密保持等（第18条） 乳児等通園支援事業の区分（第20条） 一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準（調理設備に係る部分に限る。）（第21条） 一般型乳児等通園支援事業所の職員（第22条） 乳幼児等通園支援の内容（第23条） 余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準（第25条）
参酌すべき基準	上記の基準以外のもの

【参考】

- ・ 従うべき基準  
 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
- ・ 参酌すべき基準  
 地方公共団体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

5 施行期日

令和7年4月1日